

### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟地域一般労働組合執行委員長鯉名一男から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 要求事項  
勤務地変更、残業代支払い要求、その他の諸要求
- 2 期 間  
平成30年6月21日午前11時30分以降終日
- 3 場 所  
胎内市東本町23-8  
日本郵便株式会社中条郵便局
- 4 概 要  
組合員1名によるストライキ